

情報倶楽部

2021年1月

No. 237

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

法人税法

★ 決算賞与に係る社会保険料の損金算入時期

- Q. 今期は新型コロナのおかげで、思わぬ利益が上がりましたことから、決算賞与を支給しようと思っています。賞与は12月に未払計上して、来期の1月10日に支払う予定ですが、この賞与に係る社会保険料は、今期の損金とすることができますでしょうか？
- A. 今期の損金とすることはできません。

法人税法上、その事業年度の損金の額に算入すべき金額は、その事業年度の販売費、一般管理費その他の費用(償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く)の額とされています。

そして、法人が負担する社会保険料の額については、その保険料の額の計算の対象となった月の末日の属する事業年度において損金の額に算入することができることとされていますが、これは、法人が負担する社会保険料は、被保険者が月末において在職している場合には、同者に係る保険料を翌月末日までに納付することとなり、被保険者が月の途中で退職した場合には、同者の退職月に係る保険料は納付する義務はないことによるものです。

したがって、決算期末である12月末に未払計上した各使用人の決算賞与に係る社会保険料の支払債務は、その決算賞与を支払った月の末日すなわち翌年1月末日におけるその使用人の在職の事実をもって初めて確定することになりますから、その社会保険料の額について12月末において損金算入することは認められないこととなります。

所得税法

★ 年末調整後に扶養親族の判定に誤りがあった場合

- Q. 年末調整後、20歳の子供の所得が多かったという社員がいます。扶養控除と所得金額調整控除は、どうしたらいいですか？
- A. 従業員の親族が控除対象扶養親族や年齢23歳未満の扶養親族に該当するかは、原則として、その年の12月31日の現況により判定することとされていますが、「給与所得の扶養親族申告書」や「所得金額調整控除申告書」は、それより早く提出されるため、

その提出の日の現況に基づいて見込みにより判定を行うこととなります。

そして、結果的にその見積もりが結果的にその年12月31日の現況と異なり、その従業員等の親族が控除対象扶養親族や年齢23歳未満の扶養親族に該当しなくなった場合は、扶養控除や所得金額調整控除(子ども等)は適用されないこととなります。

ご質問の場合、20歳の子が見積りより所得金額が多くなり、扶養控除も所得金額調整控除も適用が受けられなくなったということでしょうから、年末調整行ってもらった会社に「給与所得者の扶養控除等申告書」については異動事項を申告を受け、また「所得金額調整控除申告」についても記載内容の訂正を依頼するなどして年末調整を再計算してもらうこととなります。

放置していると、お子さんの住民税申告書や所得税の確定申告書で扶養控除対象ではなくなり税務署から会社に確認の連絡がいくこととなります。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2671.htm>

★ 現物給与

Q. 金銭以外の物や経済的利益が給与となる場合、その評価額はどのようになるのですか？

A. 金銭以外の物や経済的利益が給与となる場合のその評価額は、次のようになります。

①商品や製品の場合

- ・ 製造業者が自家製品を支給する場合…製造業者販売価額
- ・ 卸売業者が商品を支給する場合…卸売価額
- ・ 小売業者が商品を支給する場合…小売価額

②商品や製品以外の物品の場合

通常売買される価額、ただし購入時から支給時までの間、さして価額に変動のないものはその購入価額

③有価証券の場合

給時の価額

④生命保険契約等に関する権利の場合

支給時における解約返戻金相当額

⑤事業用資産を使用させる場合

通常支払うべき使用料(社宅を除く)

⑥金銭の貸付け利息

- ・ 他から借り入れて貸し付けた場合…その借入金の利息
- ・ その他の場合…令和2年中の貸付けは年1.6%

⑦食事

- ・ 調理する場合…直接費相当額
- ・ 購入する場合…購入価額相当額

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2508.htm>

★ 同居していない親の医療費を負担した場合

Q. 実家にいる母親が入院しました。医療費を負担しましたが、この費用は医療費控除の対象になりますか？

A. 生計を一にしている場合は対象になります。

所得税では、医療費控除は、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を支払った場合に適用することとされており、「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうのではなく、次のような場合には、それぞれ次によることとされています。

①勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとする。

イ 他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

②親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。

したがって、あなたと母親が生計を一にしている状況にあれば、あなたが負担した医療費は、医療費控除の対象となります。

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shotoku/05/58.htm>

★ 65万円の青色申告特別控除

Q. 青色申告控除の額が今年度分から引き下げになったけど、一定の要件を満たせば、これまで通りの65万円が控除できるとか。どうなっているのですか？

A. 平成30年度の税制改正で、個人事業者の青色申告控除の控除額が基礎控除の引上げや給与所得控除の引下げに伴い、65万円から55万円に引下げられました。

適用は、今年度分からです。

55万円の青色申告控除の適用を受けるには、次の要件を満たさなければなりません。

①不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営んでいること

②正規の簿記の原則に従って記帳していること

③確定申告書に貸借対照表及び損益計算書を添付し、期限内に申告をすること
そして、さらにこれらの要件に加えて次の要件のいずれかを満たす場合は、65万円の青色申告特別控除の適用を受けることができますこととなっています。

①その年の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子帳簿保存を行っていること

②申告期限までにe-Taxにより貸借対照表及び損益計算書等を添付した確定申告を行うこと

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shotoku/h32_kojogaku_change.pdf